

令和4年7月10日執行 第26回参議院議員通常選挙 における宿泊療養者の特例郵便等投票について

宿泊療養施設に入所されている方が、外出自粛要請期間中にも選挙権を行使することができるよう、郵便等を用いて投票する制度（特例郵便等投票）が創設されました。

7月10日投票日の第26回参議院議員通常選挙で利用を希望される方は、次の方法で投票できます。

1 特例郵便等投票の対象となる方

投票用紙等の請求時点（下記4のステップ2の時点）において、外出自粛要請期間が、**令和4年6月23日(木)から同7月10日(日)まで**の期間にかかると見込まれる方

2 投票できる期間

令和4年6月23日(木)～7月9日(土)

※市区町選挙管理委員会への郵送日数を考慮し、早めに郵送してください。

3 投票する場所

宿泊療養施設の自室内等

4 投票手続

ステップ1（投票用紙請求の事前連絡） ※6/22以前から手続可能です

お住まいの市区町選挙管理委員会（選挙人名簿に登録されている必要があります）あて、特例郵便等投票制度を利用したい旨を電話連絡してください。宿泊療養施設あてに「投票用紙の請求書等」が送付されます。

ステップ2（投票用紙等の請求） ※6/22以前から手続可能です

選挙管理委員会から送致された投票用紙の請求書等を施設スタッフから受け取り、

- ①請求書に必要事項を記載し、
- ②保健所等から交付された「就業制限通知書」又は「外出自粛要請書」を添付し、
※保健所等から文書が交付されていない場合や、文書が自宅等にあり所持していない場合など、添付ができない場合は、その理由を請求書に付記すれば請求可能
- ③これらを送致用封筒に封入し、更にファスナー付の透明ケース等に封入して、施設スタッフに渡し、ポストに投函を依頼してください。（**7月6日(水)17時必着**）

ステップ3（特例郵便等投票（投票用紙への記入・郵送））

選挙管理委員会から送致された投票用紙等を施設スタッフから受け取り、**6月23日以降に**

- ①投票用紙に投票したい立候補者の氏名を記入し、
- ②投票用紙を内封筒に入れて封をし、
- ③内封筒を外封筒に入れて封をしてから、表面に投票を記載した年月日及び記載場所（施設の所在地・名称）を記入し、氏名欄に署名をしてください。
- ④外封筒を送致用封筒に入れて封をし、
- ⑤送致用封筒をファスナー付の透明ケース等に入れて、施設スタッフに渡し、ポストに投函を依頼してください。

5 投票に当たっての注意事項

- (1) 感染拡大防止のため、投票用紙への記入時は、手指を消毒し、マスク、手袋を着用してください。また、透明ケース等の表面を消毒してから投函してください。
 - (2) 特例郵便等投票制度は、郵便等を利用しますので、一連の手続きに5日程度かかることが予想されることから、本制度による投票を希望される場合は、1の事前連絡を早めに行ってください。特に、退所日近くに手続きを始める場合、ご注意ください。
- なお、投票用紙等の交付後、退所後に特例郵便等投票によらず、投票所や期日前投票所で投票しようとする場合には、投票用紙等を返還する必要があります。
- (3) 郵送経費は選挙管理委員会が負担しますので、封筒に切手を貼らないでください。
 - (4) 請求や投票の手続について不明なことは、お住まいの市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。（[別添問い合わせ先一覧](#)を参照ください）

【参考：特例郵便等投票のイメージ】

